

## 第IV章 事後調査項目及び調査手法



## 第IV章 事後調査対象項目及び調査手法

### IV-1 事後調査を行う項目（事後調査計画書を添付）

本事業の実施に当たっては、事業の計画段階及び実施段階において種々の環境保全措置を講じることにより、周辺環境に対する影響が可能な限り回避又は低減されていると評価され、また、予測値は基準値等との整合が図られていると評価されているが、環境保全に万全を期すため、必要な環境項目について事後調査を行う計画である。

#### 1. 事後調査の項目、体制等

##### (1) 事後調査項目

事後調査を実施する項目は、工事中、供用時において、表IV-1.1に示す調査項目、調査内容を計画した。

##### (2) 事後調査の体制等

土地区画整理組合設立後、組合内に責任担当者を置き、事後調査計画に基づいて事業者が主体となって推進する。なお、組合が解散した後は昭和町が引き続いて事後調査を行うものとする。

調査は専門会社に委託し行うが、必要に応じて関係機関、学識経験者等に意見を聞くものとする。

事後調査の結果、予測結果を超えるなど環境影響の程度が著しいことが判明した場合、その原因を究明し、速やかに環境保全措置を講じるとともに、その効果を把握するため、環境保全措置後においてその効果を把握するため再度事後調査を行うものとする。また、その経緯及び結果については中間報告書及び完了報告書に記載するものとする。

##### (3) 事後調査結果の公表の方法

事後調査の結果は報告書のとりまとめ、山梨県環境影響評価条例第38条（中間報告書作成及び送付）、第44条（完了報告書の作成等）の規定に基づき、県知事に提出するとともに、同条例に基づき公告・縦覧を行い地元住民等に情報を公開する。

## 2 調査方法（事後調査計画書に記載されている調査項目）

表IV-1.1(1) 事後調査項目及び実施理由：工事中

実施段階	環境影響要因	事後調査項目	調査内容	実施理由
工事中	建設機械の稼働	騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音レベル</li> <li>・振動レベル</li> <li>・建設機械の稼働状況</li> <li>・環境保全措置の実施状況</li> </ul>	<p>予測結果は、基準値等との整合が図られているが、病院、小学校及び集落の保全対象が存在することから、工事に係る保全措置が確実に実施されているか、その結果として予測値が妥当であったかを検証するために実施する。</p>
	雨水の排水	水質 汚濁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の濁り</li> <li>・仮設沈砂池の設置状況</li> <li>・雨水排水の管理状況</li> </ul>	<p>予測結果は仮設沈砂池の設置により、発生源濃度の約1/20以下に低減されているが、予測値が比較的高いこと、下流河川において農業用水として利用されていることから、工事に係る保全措置が確実に実施されているか、その結果として予測値が妥当であったかを検証するために実施する。</p>
	地下水の排水	水質 汚濁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水水質</li> <li>・地下水の排水管理状況</li> </ul>	<p>調整池の工事に伴い地下水を汲み上げ公共用水域へ排水することになっているが、対象事業実施区域周辺において地下水水質が地下水に係る環境基準を超過している地域がみられることから、対象事業実施区域内の地下水水質を監視し、地下水の排水に伴う影響を把握する。</p>
	造成工事	植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全すべき植物の移植地における生育状況</li> <li>・移植植物の管理状況</li> </ul>	<p>保全すべき植物のうちメハジキ、イヌハギは造成工事前に第1年目施工済み区域内に移植地を確保して、そこに仮移植することにしており、最終的な移植地であるビオトープ園が整備されるまで、これらの生育状況を把握する。</p>

表IV-1.1(2) 事後調査項目及び実施理由：供用時

実施段階	環境影響要因	事後調査項目	調査内容	実施理由
供用時	大規模店舗利用者、新住民の車両の走行	騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音レベル</li> <li>・交通量</li> <li>・環境保全措置の実施状況</li> </ul>	<p>予測結果は一部の地点で環境基準を超えており、また、環境基準と同程度の値となっていることから、環境保全措置の実施状況の把握、環境保全措置の効果の検証、予測値の妥当性の検証を行うために実施する。</p>
	都市計画道路及び大規模店舗の供用	騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音レベル</li> <li>・交通量</li> <li>・事務所、飲食店、住居等の建築状況</li> </ul>	<p>都市計画道路の交通騒音の予測結果は環境基準と同程度の値となっており、予測値の妥当性の検証を行うため、実施する。また、都市計画道路周辺の第1種中高層住居専用地域における環境騒音が環境基準を達成しているかどうかを検証するために実施する。</p> <p>さらに、大規模店舗周辺の住居系地域については、大規模店舗の営業に伴う騒音と道路交通騒音との合成騒音の影響が懸念されることから、その影響を把握するために実施する。</p>
	ビオトープ園、緑の回廊、体験農園の整備	植物・動物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物、動物（鳥類、両生は虫類、昆虫類、水生生物）の生育・生息状況</li> <li>・注目すべき植物の生育状況</li> <li>・管理状況</li> </ul>	<p>動物・植物、生態系の最小化措置として整備するビオトープ園等に生育、生息する植物、動物を調査し、整備の効果を把握するために実施する。</p> <p>また、ビオトープ園に移植した保全すべき植物の生育状況についても把握する。</p> <p>さらに、ビオトープ園、緑の回廊等の管理状況についても把握する。</p>
	環境保全ゾーンによる代償	植物・動物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田保全計画の実施状況</li> <li>・植物、動物（鳥類、両生は虫類、昆虫類、水生生物）の生育・生息状況</li> </ul>	<p>水田生態系の代償措置として昭和町の設定した環境保全ゾーンにおける水田保全計画の実施状況を把握するとともに、環境保全ゾーンに生育、生息する植物、動物を調査し、保全措置の効果を把握するために実施する。</p>
	大規模店舗の供用	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の状況</li> <li>・管理状況</li> </ul>	<p>大規模商業施設業者に要請した建物の色彩や敷地外周の植栽等の環境保全措置の実施状況について、供用後の景観の状況、植栽や建築物外観等の管理状況を把握する。</p>

